

背景色:通常 黒 文字サイズ:標準 拡大 ふりがなをふる

キーワード検索

検索



ホーム 暮らしと教育 観光と文化 しごとと産業 県政の運営 組織で探す

サイトマップ

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [文化生活部](#) > [県民生活・男女共同参画課](#) > [広告・メニュー等の適正な表示について](#)

広告・メニュー等の適正な表示について

更新日 2013年11月08日

事業主のみなさまへ

今般、ホテルのレストランなど飲食店においてメニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供していた事案が報じられています。

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)では、商品・サービスの品質や価格などについて、実際よりも著しく優良又は有利であると見せかける表示が行われると、消費者の適切な商品・サービスの選択が妨げられることから、消費者に誤認される表示を禁止しています。

つきましては、広告・メニュー等の表示については、消費者の誤解を招くことのないよう、適正な表示を心掛けていただきますようお願いします。

※参考資料(消費者庁HP)

「ホテルのメニュー表示に係る関係団体への要請について」

http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131106premiums_1.pdf

「事例でわかる! 景品表示法」

<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf>

「よくある質問コーナー(景品表示法関係)」

<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/qa/index.html>

このページに関するご意見ご感想はこちら

高知県 文化生活部 県民生活・男女共同参画課

住所 〒780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁5階

電話 消費生活担当 088-823-9653

生活安全担当 088-823-9319

男女共同参画担当 088-823-9651

NPO担当 088-823-9769

ファックス 088-823-9879

メール 141601@ken.pref.kochi.lg.jp